

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました



— 特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等 —



大阪府警察シンボルマスコット
フーくん・ケイちゃん

©2014 大阪府もずやん

大阪府内の特殊詐欺等の被害が
危機的状況！

1日あたり **5,000万円以上**

※令和6年中 特殊詐欺、SNS型詐欺の暫定値

被害防止のための対策強化は、次の**4項目**となります

対策 1 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります
高齢者（65歳以上）の方は通話しながらATMを操作してはいけません



令和7年8月1日施行

対策 2 金融機関による通報等

金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを認めた場合、警察への通報等の義務があります



令和7年8月1日施行

対策 3 ATMでの振込上限額の設定

ATMでのキャッシュカードによる振込みが1日あたり10万円以下に制限されます



令和7年10月1日施行

※半年間の経過措置あり

対策 4 プリペイド型電子マネー販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺等の被害のおそれがないか確認を行う義務があります
購入者は、確認に応じる義務があります



令和7年8月1日施行

みんなで防ごう！ 特殊詐欺！
SNS型投資・ロマンス詐欺！

条例改正の詳細は
「大阪府・大阪府警察
各ウェブサイト」へ